

令和3年度

行政監査結果報告書

— 準公金の取扱いについて —

【報告書の要旨】

本市が取扱う公金については法令に基づき会計管理者により管理されている。

一方で、業務の必要性や関連団体の要望等により本市職員が取扱っている公金以外の金銭、いわゆる「準公金」については法令によりその管理方法が定められていない。そのために不適切な事案が発生するリスクが大きい。実際に本市についても過去において、その取扱いに関して不適切な事案が発生している。

そこで今回は、この準公金の取扱いについて、そのリスクを洗い出し、今後の業務改善に向けた方向性を示すことを目的として監査を実施した。

その結果、本市においては準公金の取扱いに関しての基本的なルールである取扱い規程などが作成されていないことをはじめ、改善・検討すべき点が多々認められた（P. 5 ～ P. 10 に監査の着眼点ごとに記載）。今後は、それらの事項に留意して業務改善を図り準公金の取扱いの適正化に努められたい。

（追記）本報告書の作成後、今回の行政監査のテーマと関連した不適切な事案が市立学校で発生したので、これについて追記した（P. 11）。

令和3年11月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 2 号
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	大 西 秀 樹 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	平 田 義 則 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	小 藤 貴 雅 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 藤 本 幸 作

令和 3 年度行政監査（準公金の取扱い）の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき
令和 3 年度行政監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結
果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措
置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

目 次

1. 準拠	3
2. 監査の種類	3
3. 監査テーマの選定理由	3
4. 監査の対象	3
5. 監査の着眼点	4
6. 監査の期間	4
7. 監査の実施場所及び日程	4
8. 監査の主な実施内容	5
9. 監査の結果	5
10. むすび	10
11. 資料1	12
12. 資料2	13
13. 【参考】用語の意味	14

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

3. 監査テーマの選定理由

本市が取扱う公金については、地方自治法及び三木市財務規則に基づき会計管理者により管理されている。また監査委員による財務監査及び例月現金出納検査の対象にもなっている。

一方で、業務遂行上の必要性、関係団体等の要望により本市職員が取扱っている公金以外の金銭、いわゆる「準公金」については法令によりその管理方法が定められていない。そのために不適切な取扱いやチェック機能の不備が懸念される。実際に本市においても、過去に準公金の私的流用という市民の信頼を失うような事案が発生している。

そこで、準公金については監査委員による財務監査の対象外であるが、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査として、その取扱状況の調査を実施し、準公金の取扱いに関するリスクを洗い出し、今後の業務改善に向けた方向性を示すことを目的とする。

4. 監査の対象

本市においては、準公金の取扱いに関する規程、要領、通知などがいずれも現時点では作成されていない。このため今回実施する行政監査の対象となる「準公金」が本市においては、そもそも正確に定義されていない。

しかしながら、過去において（平成 31 年 3 月 1 日）本市の会計室により「所属での準公金にかかる銀行口座等の管理状況」の調査が実施されている。（P.12 資料 1）

そこで、この調査結果の報告において準公金とされているものを、本行政監査における本市の準公金とみなして、このうちから（P.13 資料 2）のとおり 20 件を抽出し監査対象とした。なお、職員親睦会及び市立学校園に係る保護者からの徴収金等については今回の監査対象から除外した。

5. 監査の着眼点

次の事項を着眼点として監査した。

なお、本来は本市の準公金の取扱いに関する規程、要領、通知などを基準にして監査の着眼点を設定すべきである。

しかし前述のとおり、本市においては準公金の取扱いに関する規程、要領、通知などがいずれも現時点では作成されていないため、今回の行政監査においては他の市町の一般的な規程、要領、通知などを参考にして監査の着眼点を設定した。

- (1) 準公金を市職員が取扱う根拠は明確か
- (2) 準公金の取扱いマニュアル等が作成運用されているか
- (3) 現金・通帳・印鑑の保管方法は適切か
- (4) キャッシュカードは作成されていないか
- (5) 出納簿は作成されているか
- (6) 入出金にあたり収入伝票・支出伝票等が作成されているか
- (7) 証拠書類は適切に保管されているか
- (8) 入出金にあたってのチェック機能の状況
- (9) 通帳・印鑑の保管にあたってのチェック機能の状況
- (10) 団体等による会計報告は適切に行われているか
- (11) 団体等による監査は適切に行われているか
- (12) 準公金の取扱いを団体等へ移行することを検討したか

6. 監査の期間

令和3年9月29日から令和3年11月11日まで

7. 監査の実施場所及び日程

三木市役所及び各対象部署の執務室

10月12日（火）危機管理課、縁結び課、秘書広報課、商工振興課、市民協働課、生活環境課、生涯学習課、文化・スポーツ課

10月13日（水）ゴルフのまち推進課、消防本部予防課、人権推進課（総合隣保館）、福祉課（まなびの郷みずほ）

8. 監査の主な実施内容

抽出した 20 件の準公金について事前調査を実施のうえ、それぞれの取扱い部署に臨場し準公金の保管状況及び取扱状況について「監査の着眼点」に基づき現況調査を行った。

9. 監査の結果

設定した監査の着眼点ごとにそれぞれ、改善・検討すべき点が認められたので、今後はそれらの事項に留意して業務改善を図り準公金の取扱いの適正化に努められたい。

(1) 準公金を市職員が取扱う根拠は明確か

規則・会則等により市職員が準公金を取扱う根拠あり	4 件
規則・会則等により役所内に事務局設置の記載のみ	15 件
根拠が明確でない	1 件
計	20 件

各種団体の事務の取扱いについて、市職員が事務を行う根拠が明確でないものが見受けられた。

準公金は、各種団体が所有する現金預金等であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものである。しかしながら、市の施策を推進する中でやむを得ず市職員が管理する必要がある場合には会則、規約等の整備をし、その根拠を明らかにしておくべきである。

なお、事務局を市役所内に置く旨の規定のみで、準公金の取扱いを含めたすべての事務を市が行うことにはならないことにも留意すべきである。また、事務局の体制として、各種団体に出納の実務を担う会計役員を置き、その補佐を市職員がするという方法も検討すべきである。

(2) 準公金の取扱いマニュアル等が作成運用されているか

作成運用されている	5件
作成されているが運用されていない	0件
作成されていない	15件
計	20件

準公金の取扱いマニュアルを一部の部署では作成していたものの、ほとんどの部署では作成されておらず、口頭による運用や引継ぎが行われていた。それぞれの部署においても、どのように管理することが適切なのかわからずに思案しており、リスクが高い状況となっている。

本市においては、各部署がマニュアルを作成する基礎となる準公金の取扱いに関する規程や要領などが存在しないことから、本市の統一基準となる規程などを早急に作成する必要がある。

なお、近年、準公金の取扱いについては、全国的に取扱要領等が策定される流れとなっており、既に近隣市では加東市、加西市、西脇市、加古川市、明石市において策定がなされ、ルールに基づいた管理の適正化が進められているところである。

(3) 現金・通帳・印鑑の保管方法は適切か

	通帳	印鑑
市職員の机の引出し	0件	0件
鍵のかかる書庫	18件	17件
会計室内または施設内の固定金庫	2件	2件
その他施錠のない状態	0件	1件
計	20件	20件

通帳及び印鑑については、印鑑を鍵の無い印箱にて保管していた事例以外は、すべて鍵のかかる場所にて保管されていたが、金庫にて保管されている事例は2件にとどまった。

当初想定された職員の机の引出しにおける保管は認められなかった。当然のことながら通帳、印鑑は別々に鍵のかかる場所にて保管すべきである。

(4) キャッシュカードは作成されていないか

作成されている	13 件
作成されていない	7 件
計	20 件

キャッシュカードは、高い利便性という性格を有する反面、不正使用のリスクも高い。キャッシュカードが無い場合は通帳と印鑑の保管者を別々に分けることで複数人の判断により入出金することとなるが、キャッシュカードがある場合においては一人の判断により入出金が可能となる。また、通帳の記帳がなされずに正確な残高が確認できないこともある。このよう理由から、キャッシュカードの必要性を再検討する必要がある。

(5) 出納簿は作成されているか

作成されている	12 件
作成されていない	8 件
計	20 件

出納簿は、金銭の入出金を管理するとともに、実際の現金残高が帳簿残高と一致しているか確認するための重要な書類であるが、一部の部署においては作成されていなかった。

また、作成されているものについても、出納簿と通帳の残高の照合確認がいつ誰によってなされているのかの記録がなされていないものもある。

早急に出納簿を整備し、残高確認を行うなど適切な会計事務を行うようにされたい。

(6) 入出金にあたり収入伝票・支出伝票等が作成されているか

作成されている	17件
作成されていない	3件
計	20件

収入伝票・支出伝票等は、準公金の入出金の詳細な内容や決裁の状況を明らかにするために作成される重要な書類であるが、一部の部署では作成されていなかった。

作成されていない部署については、早急に作成されたい。

(7) 証拠書類は適切に保管されているか

保管されている	20件
保管されていない	0件
計	20件

準公金の入出金に際し作成された書類については、すべての部署においてファイルに綴られ保管がなされていた。

ただし、保存期間については明確なルールはなく5年間とする部署や過去のものすべてを保存している部署もあった。庁舎内の限られた保存スペースを有効に活用するためにも公金の保存期間を参考にするなど管理ルールの作成が必要である。

(8) 入出金にあたってのチェック機能の状況

入出金の担当者と別の者がチェックを実施している	18件
入出金にあたりチェックは実施していない	2件
計	20件

入出金にあたりチェックがされていない事例が認められた。そのうち1件については事後的に関係者によるチェックを受けていることが確認できた。

事故防止の観点から入出金に際しては、担当者以外の市職員や関係者の点検や決裁を受けた後に出金する等、内部牽制が働く体制を早急に確立する必要がある。

(9) 通帳・印鑑の保管にあたってのチェック機能の状況

通帳と印鑑を別々の場所で管理	7件
通帳と印鑑を同じ場所で管理	13件
計	20件

半分以上の準公金において、通帳及び印鑑が同じ場所で保管されていた。

通帳及び印鑑は、内部牽制及び防犯上の観点から、複数の担当者による相互チェックを機能させるため施錠のできる別々のところに保管し、その鍵も別々の者が管理するのが望ましい。

(10) 団体等による会計報告は適切に行われているか

行われている	19件
行われていない	1件
計	20件

ほとんどの準公金で会計報告が行われていた。会計報告は、これを通じて利害関係者に対してのアカウンタビリティ（会計に関する説明責任）を解除する重要なものであるため適切に行われたい。

(11) 団体等による監査は適切に行われているか

行われている	18件
行われていない	2件
計	20件

ほとんどの団体では、年1回決算時に監査を行い、監査報告がなされていた。関係団体の準公金を取扱う場合、収支決算書を作成し、監事による会計監査を実施することは不正行為の抑止・事務的誤りの防止の点から大きな効果がある。

本市の職員が公務として準公金を取扱う以上は、適正な会計処理がなされたものとして団体監事による会計監査は必ず受けるべきである。

(12) 準公金の取扱いを団体等へ移行することを検討したか

現在検討中	2 件
過去に検討したが断念	1 件
検討したことがない	16 件
対象外(災害義援金)	1 件
計	20 件

本市職員が準公金を扱っている経緯として、市が主導し団体を設立した場合や市が団体の一員である場合など市が関与しなければ事業の遂行が困難な団体については、市が運営に関与することもやむを得ないところもあるが、各団体が自立し、市は補助的役割を担うのが本来の姿といえる。

各団体等に対する自主運営能力の育成や支援を前提として、団体等に対し準公金の取扱いを移行していくことが望ましい。職員が団体の事務を行っているものについて、改めて本市の施策の推進上、真に必要なかどうかを判断することが必要である。

10. むすび

本市においては、職務上の必要性から本市職員が取扱う準公金が、平成 31 年 3 月 1 日時点で 152 口座、総額 2 億 3,562 万 3,268 円が存在している。これらは、地方自治法や本市の財務規則等の適用を受けないものの、公金に準じた厳正かつ適切な事務処理が求められるものである。

今回実施した行政監査の対象として抽出した準公金に対する取扱いは、全体的には概ね適切に処理されていたが、一部の団体等の準公金の取扱いにおいて不適切なものが見受けられたので、着眼点ごとに示した意見に沿って速やかに対策を講じ、適切な事務処理を行うよう求めるものである。また、今回の監査対象にならなかった準公金についても、各部署において各着眼点に基づいて自ら確認し、問題事項があれば速やかに対策を講じられたい。

この場合において、その対策は最少の経費で最大の効果を挙げるようなものでなければならない。対策自体に過度の労力を要するのは、現場においてすぐに形骸化してしまう恐れがあるなど必ずし

も期待した効果を挙げないことが多い。つまり、無理や無駄を省いた最低限かつ合理的な対策方法にすることが、現場での実効性を高める上で極めて重要となることに留意していただきたい。

この度の行政監査においては、準公金の取扱いに関するリスクの洗い出しを行った。今後、本市において効果的な対策がなされることを期待し、むすびとする。

(追記)

本報告書の作成後、今回の行政監査のテーマと関連した不適切な事案が市立学校で発生したので、これについて追記する。三木市立別所小学校が取扱う準公金（修学旅行費）が紛失する事案が発生したとの報道が令和3年11月14日にあった。

昨年度の定期監査において、当該小学校における準公金の取扱いについては特に留意する必要がある意見を付したところであるが、このような事案が発生したことは誠に残念である。

現時点では警察による捜査中であり、その詳細については不明な点が多い。今後、原因の追究及び再発防止策を早急に講じて、市民からの信頼回復に努められたい。

11. 資料 1

本市における準公金にかかる銀行口座等の一覧（職員親睦会等除く）

所 属 名	口座数	所 属 名	口座数
秘書課	1	農業委員会	1
危機管理課	1	教育総務課	1
縁結び課	1	文化・スポーツ課	31
広報広聴課	1	生涯学習課	5
総務課	6	中央公民館	4
市民協働課	7	三木南交流センター	2
人権推進課	1	別所町公民館	5
生活環境課	6	志染町公民館	2
福祉課	10	細川町公民館	7
子育て支援課	1	口吉川町公民館	7
商工振興課	1	緑が丘町公民館	2
観光振興課	1	自由が丘公民館	2
農業振興課	21	青山公民館	4
消防本部総務課	11	吉川町公民館	4
消防本部予防課	4	吉川支所健康福祉課	1
選挙管理委員会	1	合 計	152

（注）会計室が平成 31 年 3 月に実施した準公金の管理状況の調査結果によるもの（所属名は当時の名称）

12. 資料 2

今回の監査で抽出して現況調査を行ったもの

No.	部	課	団体名等
1	総合政策部	縁結び課	みきで愛(出会い)サポートセンター
2	総合政策部	秘書広報課	三木市政記者クラブ
3	総合政策部	危機管理課	三木市災害義援金募集委員会
4	市民生活部	市民協働課	三木市区長協議会連合会
5	市民生活部	市民協働課	みっきい夏まつり実行委員会
6	市民生活部	市民協働課	三木義民顕彰会
7	市民生活部	市民協働課	別所公奉賛会
8	市民生活部	人権推進課	三木市人権・同和教育協議会
9	市民生活部	生活環境課	三木市保健衛生推進協議会
10	市民生活部	生活環境課	三木地区保健衛生推進協議会
11	健康福祉部	福祉課	三木市老人クラブ連合会
12	産業振興部	商工振興課	三木金物まつり実行委員会
13	産業振興部	ゴルフのまち推進課	三木市ゴルフ協会
14	消防本部	予防課	三木市少年婦人防火委員会
15	消防本部	予防課	三木防火協会
16	教育総務部	生涯学習課	三木市連合PTA
17	教育総務部	生涯学習課	三木市子ども会育成会連絡協議会
18	教育総務部	文化・スポーツ課	三木市体育協会
19	教育総務部	文化・スポーツ課	みっきいふれあいマラソン実行委員会
20	教育総務部	文化・スポーツ課	スポーツクラブ 21 運営等基金

13. 【参考】用語の意味

(1) 公金

一般的に国又は地方公共団体の所有に属する金銭のことです。

(2) 準公金

本市においては正確な定義がなされていません。一般的には、市職員が公金以外で業務上取扱っている各種団体等の所有に属する金銭のことです。

(3) 会計管理者

会計管理者とは市の会計事務を担当する職で、主な業務は公金の適正な管理や市の決算調製などを行っています。

(4) 監査委員

市の財務に関する事務の執行について、公金が正しく、合理的・効果的に使われているかどうか、予算執行や契約などの事務が適切に行われているかどうかをチェックする機関として法律に基づき設けられています。

(5) 行政監査

監査委員が必要と認めるとき、事務の執行が適正かつ効果的に行われているかどうかを監査します。監査の対象は、財務監査の対象である財務に関する事務のみならず市の行う事務全般に及びます。

(6) 財務監査

市の予算の執行、収入、支出、契約等の財務に関する事務が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを監査します。このうち期日を決めて行うものを「定期監査」といいます。